

平成 29 年 11 月 22 日

保護者の皆様

横浜市立本宿中学校

校長 福嶋 圭輔

健康観察のお願い ～インフルエンザ流行予防のために～

横浜市衛生研究所によりますと、市内においてインフルエンザが流行しております。学校では、毎日の健康観察と感染予防のための「手洗いやうがいの励行指導」を行っておりますが、各ご家庭におかれましても、引き続き次のようなご指導をお願いしております。

1. 各ご家庭で登校前に検温を行い、発熱がないことを確認してから登校させる。

2. せっけんを用いたいねいな手洗いやうがいをさせるとともに、せきが出る場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」を守らせる。

- ・人がいない方に顔を向け、ティッシュなどで口を押さえる
- ・使用したティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる（ふた付きが望ましい）
- ・手で押さえた場合はすぐに手を洗う

3. 発熱などの体調不良の場合は無理に登校させず、自宅で十分休養をさせる。

- ・医療機関でインフルエンザと診断された場合は、出席停止となる。

**出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
学校保健安全法施行規則第18・19条より（裏面参照）**

4. 体調不良での欠席の際は、次のような内容を学校へ連絡する。

- ・熱の状況（〇時に検温したら〇℃だった。）
※熱は必ず測り、発熱があってもなくても伝える
- ・医療機関を受診したかどうか
- ・受診した場合はその診断名

5. 基礎疾患（ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）があり、体調不良がある場合は、早めに医療機関を受診させる。

6. 体調不良時は、塾や習い事も休ませることが望ましい。

7. 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけさせる。

なお、出席停止期間を終え、登校する場合『治癒届』を提出してください。治癒届は担任からお子様にお渡しいたしますが、本宿中学校ホームページからもダウンロードできます。どうぞご活用ください。

連絡先 横浜市立本宿中学校 電話 373-0529 FAX 381-7434

資料

1. インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?

※

※

※

原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱中 解熱 登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間	発熱中	発熱中	解熱	解熱	登校可能	登校可能	登校可能	登校可能
3日間	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	解熱	登校可能	登校可能	登校可能
4日間	発熱中	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	解熱	登校可能	登校可能
5日間	発熱中	発熱中	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	解熱	登校可能

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※3 表中の「発熱期間」の最後の日に解熱したとします。

その他、出席停止となる感染症の例（学校保健安全法施行規則第18・19条より）

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 等

学校保健安全法において、上記にあげた感染症については学校長より出席停止の指示が出され欠席扱いにはなりません。医師の診断をうけた場合には学校にご連絡ください。「治癒届」をお渡します。なお、出席停止期間については各疾病において異なりますので、お問い合わせください。

平成 年 月 日

横浜市立本宿中学校 様

学校感染症治癒届

医師の診察の結果

診断○	対象疾患	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
	その他 ()	

上記疾患が治癒し、登校可能の診断を受けましたので届け出ます。

出席停止期間	月 日 () ~ 月 日 ()
診察医療機関	
生徒氏名	年 組 氏名
保護者氏名	

※この書類は、保護者が記入し学校に提出してください。